

ドイツ連邦食料・農業省 農林漁業最新情報
Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft
NO 15
2021・10・26

1 EU一農業理事会：EU一森林戦略と家畜福祉のレベルアップを審議

一国内森林管理の権限はEU委員会ではなくは各加盟国に一（2021・10・12）

ルクセンブルグにおける今日（10月12日）の理事会審議に際して、ドイツのクレックナー大臣のイニシアチブでもって、ヨーロッパ林業一森林政策並びにEU一域内での動物飼育における家畜の福祉改善を審議した。

EU一森林戦略の仕上げ

EU一委員会の目的は、森林の気象保護への貢献と生物多様性を保証することが、加盟国から共有されている。しかし、その道筋がみえない。EU一委員会は、ブリュッセル（EU一委員会）への権限移譲を意図している。委員会の理事会における加盟国へのこの要求は、各国の大臣から明確に拒否された。EU一委員会は加盟国の林業管理上の能力に基づき、加盟国の明確な責任と定期的な森林現況（蓄積量）とデータ調査を指示している。クレックナー大臣は、現地に適した森林の気象適応性、森林の多機能性と長期的な炭素結合性に沿って、ヨーロッパとして支援する必要性を強調した。

クレックナー大臣：“我々の森林は、我々の「緑の肺」である。そして気象保護の際の盟友でもある。我々は森林が気象変動への適応に際して、地域的なそしてその他の適応した行動をとらねばならない。その他の点において森林は農村地域での価値創造と、多くの原料の持続的な供給に貢献している。加盟国は、林業政策に関しての権限を有している。

ここでは、必要とする実践に即した専門知識だけでなく、現地の具体的な条件についての知識も求められる。我々はここで加盟国の位置づけを明確にしている。EU一委員会の要求は、EUが国を越えたレベルでの権限をもち、同時より多くの官僚主義的な「紙の森」（指示書）を、もはや必要としない。”

EU 一委員会に各国を、子会社化とする原則を認めることはできない。先週、クレックナー大臣はオーストリア、フランス、スロバニア、フィンランドそしてスウェーデンと共同で署名している。この中には、各国の林業大臣自らが森林に関する、国内計画主権の強化を強調している。

- 1 持続可能なそして多機能な森林管理
- 2 実践家：地域の林業専門家による鑑定と知見を確認し、そしてその活用
- 3 共同活動：加盟国間の協力と調整、そして共同活動の促進

EU 一動物保護法の改正

ドイツは EU 一委員会によって始められた、EU 一動物保護法の改正を歓迎する。クレックナー大臣は、EU 一農業漁業理事会において、既に EU 一域内で何回か調整されたより高度な、動物保護規準に関して議論している。最終的にはオランダの同僚大臣カロリン ショウテンと共に、動物福祉法改正の支持を表明した。今、ベルギー、デンマーク、スウェーデンそしてオランダの大臣とともに、家畜の福祉改善のためのポジション ペーパー（立場表明書）を作成した。

クレックナー大臣：“我々は今ある家畜保護政策を、なお強く現場に調和させ、改善しそして家畜にとって必要なことを、実現することである。我々のポジションペーパーでもって、個々の家畜の種のために、具体的な提案をしている。家畜の福祉改善のための書は机上にある。同時に我々は、ヨーロッパが共同で先行し、新たに必要な家畜の福祉一政策に協調して合意したい。これは家畜の全生存期間を視野に入れている一生まれてから飼育そして輸送、と殺まで。我々はヨーロッパ域内の犬と猫の販売営業上の飼育もまた、視野に入れそして動物を苦境を取り除かねばならない。”

農業一漁業理事会において、さらなるテーマを取り扱っている。国内共通政策一戦略プランの仕上げに際して、ドイツは理事会において三者決定（EU 委員会、理事会、ヨーロッパ議会）の順守を主張した。つまり、理事会の認可決定を三者決定に従って、法的に義務づけられた法行為に基づいていること。

新政策提供モデルに従って、新しい奨励期間内に行政管理の簡素化を達成し、そして官僚主義が解消されねばならない。

加盟国は、豚肉の分野における現在の困難な状況も議論している。問題はまだまだ続いている飼料コストの上昇に際して、非常に安い生産者価格が議論された。クレックナー大臣は、2021年9月10日にEU一委員会に対する書簡をもって協議しており、短期的な危機政策の試行を要請した。

2 クレックナー大臣：ケルン国際食品見本市開催一変革の中での将来テーマ 一子供の栄養研究所の設立による子供の健全な栄養をー (2021・10・9)

今日（10月9日）国際食品・飲料見本市がケルンでオープンした。今年の先導テーマは、「変革の中での指標となる将来テーマ」を取り上げている。具体的には、細胞を基礎としたプロテイン（訳注・癌細胞を攻撃する抗体、サプリメント、コスメ飲料など）、肉代替品、クリーンラベル（訳注・出どころの明確な身体に良い原材料を用いるというトレンド）、健康阻害物質の無い健康食品、健康並びに機能食品分野の革新など。先導テーマに結びついた会議も開催される。

クレックナー大臣は、開会挨拶で消費者を支援するための政策が目的であると、述べた。そして健康を奨励し、バランスのとれたそして資源を大切にする食料を、人々に推奨する。そしてそれを特に保育園と幼稚園において実施している。また、消費者が食品ゴミをできるだけ回避するために、情報提供と意識向上を進める。研究もまた新しい問題解決を見出すこと。例えば、効率的な食料生産方法、新しい蛋白資源のように。

連邦食料・農業省が奨励している「食料に関する保育園一学校そして高齢者ネットワークセンター」の装備が強化（倍化）され、多くのことが達成されている。新しい「子供の栄養研究所」の設立は、この立法議会任期中の決定的な歩みであった。なぜならば、若い世代において身体の基礎を創るからである。

連邦政府の食料代表部「チェックポイント栄養」のベルリン開設でもって、今市民はチャンスを手に入れている。ここでは食料の重要性と起源、背景について集中的に説明している。

クレックナー大臣：”我々はドイツにおける食料政策を測定可能（目に見えるように）な、新しい水準に引き上げる。食料政策は基本的に、禁止政策であってはならない。それは世界規模に食料を求める可能性を引き起こす。そのような政策は必然的に失敗する。

洞察力、自覚そして持続的に効果をあらわす、大枠の条件が必要である。成人それぞれが、自らの健康に関して決定できるような状況を創り出す。各州は、年長の青少年達（18~19 歳）に関して、将来の福祉上の課題を有している。青少年は護られねばならない。”

クレックナー大臣：” 私が乳幼児用のお茶の甘味料を禁止したのは、良い理由があるからである。しかし、砂糖一脂肪税を断念するには、正当な理由からである。それは今実施するには、期間的に短すぎる。最終的にこれは、全体的にバランスのとれた栄養の摂取という、目的を達成する結果にならないからである。象徴的な行為よりも他の方法が必要である。

食品に関して好ましくない成分（砂糖、塩など）の国内減少一革新戦略は、広範にそして効果的に目に見えるようにすべきである。なぜならば、我々は砂糖だけでなく、塩、脂肪も視野に入れているからである。我々は食料の改革に際して、政府所属のマックス ループナー研究所は、食料業界と連携して研究を実施する。

食料業の数多くの団体が、砂糖、塩、脂肪そしてカロリーを、自らの製品の中で減らすことを義務としている。この戦略は科学的な検査が効果を示している。清涼飲料の砂糖が 35%少なくなっている。子供のためのヨーグルトは 20%減少、パンでは塩が大幅に減っており、このことはこれまでの成果である。

クレックナー大臣：” 我々は食料環境を改善するために、ニュートリースコア（Nutri - Score 栄養一スコア）を導入した。我々は食料のより良い構成を、目に見えるようにした。既に 233 の企業が 452 のマークに参加している。このプロセスの発展において、その背後にある段階的な手続きについて、話し合っている。我々はフランス及び他の加盟国とともに、この仕組みの弱い部分を取り除く。

クレックナー大臣は、挨拶の中で強調した。食品業と貿易はドイツにとって、重要な経済分野である。これは食料確保のために、供給と食の楽しみに貢献するだけでなく、多くの就業の場と革新にも貢献している。

クレックナー大臣：私は消費者の立場において、幾つかの転換をもまた要求する。常に開かれた交流について、私は皆さんにはっきりと感謝申し上げたい。

背景：

2021年10月9日から13日までケルンで食料・飲料に関する世界見本市が開催された。

—今年の世界食料・飲料見本市は、コロナパンデミックの影響で国際的な出品者の数が、以前のイベントのようにはいかない。それにも拘らず、全部で10の専門見本市が開催され、そしてケルンの見本市の全敷地が埋めつくされた。

—参加10カ国は、ベルギー、ギリシャ、フランス、イタリア、オランダ、ポーランド、スペイン、トルコ、アメリカそしてドイツである。

3 連邦政府：湿地泥炭地の保護を強化するための協定締結

—連邦農業省・環境省そして各州が湿原保護で合意— (2021・10・20)

連邦食料・農業省クレックナー大臣と連邦環境・自然保護・原子力安全省スヴェンジャ・シュルツエ大臣、そして各州からの同僚大臣と共に、気象保護のための湿原保護の目標協定に署名した。これは2030年までに湿地土壌から温室効果ガスの排出量を、毎年500万tのCO₂ t—相当量を減らすものである。近年、排水された湿地土壌から、約5300万tのCO₂—相当量が発生している。これはドイツの全温室効果ガス放出量の6.7%に相当する。ドイツ全体の湿地地帯は、国内農地の約8%を占めている。

クレックナー農業大臣：”この協定は、連邦政府の気象保護戦略の決定的な構成要素である。我々は、各州との共同でガス放出の巨大な削減のために、この湿地対策を配慮する。その際、我々は湿地地域の人々と連携して、地域的に適応した問題解決を図っていく。我々は必要な政策を広範に、そして長期的に財政投資を実施する。

例えば、ここでの農業生産転換の際に農業者を支援する。このことによって、農地のさらなる利用が可能になる。なぜならば、広範に支持されそして社会的に受入れられ、信頼される枠組み条件を伴った戦略のみ成果をもたらし、同時に気象保護のために貢献を果たすことができる。”

シュルツエ環境大臣：湿地を喪失してきた何世紀ものあと、我々は今これの復興に10年以上の年月も必要とする。なぜならば、湿地保護とともに、何倍も湿地利用がされているからである。

湿地の保護は、気象のために良いことである。つまり、土壌中に炭素が蓄積されるからである。ドイツにとっても良いこと。

それは生物多様性が護られることである。なぜならば、湿地にのみ棲息する多くの生物種が存在するからである。例えば、クロライチョウ（訳注・ユーラシア大陸の中西部の森林樹林地帯と草地－湿地に主に棲息）、ムーアカエル（訳注・アフリカの熱帯及び西ヨーロッパに棲息）、そしてモウセンゴケ。

湿地の保護は気象変動に対する適応に際して、それを助ける。なぜならば、湿地は大雨、洪水、干ばつ又は高温の影響を和らげる。重要なことは今対策をスピーディに、そして湿地地域の人々とともに実行することである。その際、我々は湿地地域に住む人々の自発性に依存している。そのため、我々は連邦レベルで必要な枠組み条件を策定する。これによって、我々は成果ある投資を準備している。連邦政府のモデル機能を強化し、そして研究を促進する。”

連邦－各州－目標協定は、集中的に審議した協定プロセスの結果である。これには、連邦と各州そして利害関係代理者のあらゆる重要な関係者が参画している。これは自主性の原則に基づき、共同で支援しそして地域に適合した問題解決を図る。

- 一 この協定の中心は、水分の無くなった湿地土壌の大規模な再湿地化
- 一 土地の農－林地管理は、その地の高い水位にも拘わらず、望む場合、農・林地の管理を可能とする。
- 一 高い水位と両立できるその地に適した利用法の導入とさらなる発展（いわゆる湿地での農業利用）が奨励される。

- 一 湿地土壌の再湿地化のための具体的な対策への投資のために、モデル計画、そして泥炭使用の削減対策のために、連邦政府は「エネルギー・気象基金」を通じて、2025年まで約3億3000万ユーロ（約429億円）を投入する。CO₂－削減目標に対して義務付けられ、そして長期にそして目的に合致した財源を、連邦と州が支出する。

- 一 泥炭は大量の炭素と結合している。それ故にドイツにおける泥炭の採掘は止めるべきである。連邦と州は、目標協定の中で共同で泥炭採掘のための新しい申請を、認可しないこととした。

背景：

新しい連邦一気象保護法は、ドイツのための野心的な国内気象保護目標を設定した。これを達成するために、湿地土壌をより強く保護するための貢献として、長期的に保持されねばならない。そのため、連邦政府は 2050 年気象保護プランにおいても、より強い湿地土壌保護を明確に定着させた。そして特に 2030 気象保護プログラムにおいて、湿地土壌の泥炭利用の削減を含めて決定された。

連邦一各州の目標設定は泥炭保護のために、既に今ある対策を講じている。だがしかし、気象保護目標を達成するために、対策は何倍も拡大されねばならない。農業経営は、これと結びついた挑戦の克服に際して支援される。

この協定は、湿地土壌の改善のために長期的に、全社会的な課題であることを強調している。

4 連邦食料・農業省：ザクセン州のイノシシにアフリカ豚熱の発生確認 ーアフリカ豚熱の防護地域外での発生確認ー (2021・10・14)

発生場所は、これまでの危険区域外であった。連邦食料・農業省は、ザクセン州においてこれまで設定した封鎖区域の外でのイノシシに、アフリカ豚熱の発生を確認した。フリードリッヒ ローフラー研究所の国内照会実験室が、今日（10月14日）にサンプルでのアフリカ豚熱の感染を証明した。発生場所は、ラーデブルグ近郊のマイセン郡で、これまでの発生封鎖区域から約 60K 離れた地域であった。このイノシシは、拡大モニタリング対策の領域で射殺されたものである。

ザクセン州は、この病気の拡大を阻止するために、ここでの適切な防護区域の設定と、さらなる防護対策を講ずる。西部地域へのアフリカ豚熱の拡大を阻止し、そして可能な限り早急に根絶することが目的である。さらに既に連邦一州レベルでの広範な対策が講じられている。

背景：

アフリカ豚熱は、専らイノシシと豚のみに感染・死亡する重いウイルス病である。2020年9月4日にドイツでの最初の発症事例が確認された。それ以来、ブランデンブルグ州とザクセン州において、さらなる発症事例が生じた。

7月にブランデンブルグ州の飼育豚3頭に、最初の発症が証明された。この病気は、人間には危険がない。動物感染症法の実施とそれでもって州法に基づき、権限のある機関は、家畜感染症防護対策の導入を義務づけられている。

2021・10・24 訳
青森中央学院大学
地域マネジメント研究所
中川 一徹